



4 特例法施行前事案の解決に向けて

国民生活センター紛争解決委員会事務局

消費者裁判手続特例法(以下、特例法)は、施行前に締結された消費者契約(不法行為に基づく損害賠償請求については、施行前の加害行為)には適用されません(附則2条)。そこで、これらの施行前事案については、「政府は(略)重要消費者紛争解決手続(独立行政法人国民生活センター法11条2項に規定する重要消費者紛争解決手続をいう。)等の裁判外紛争解決手続(略)の利用の促進その他の必要な措置を講じるものとする」(附則6条)とされています。

施行前事案のADRでの扱い

附則6条に規定された重要消費者紛争解決手続は、国民生活センター紛争解決委員会(以下、国センADR)で実施しています。ここでは、消費者と事業者との間に生じた民事上の紛争のうち、被害が相当多数に及ぶものなど、一定の要件を満たす紛争を重要消費者紛争として和解の仲介手続および仲裁手続を行います。特例法の対象は「相当多数の消費者に生じた財産的被害」(特例法2条4号)のある場合であり、重要消費者紛争に該当すると考えられます。国センADRの手続きは法令等で定められていますが、施行前事案に対応するための特別の規定はなく、従来の他の事案と同様に手続きが行われることとなります。

そのため、施行前事案について国センADRでの解決を望む消費者は、まず自身で国センADRに申請書の提出を行う必要があります。

自身の契約が施行前事案となることに消費者が気づくのは、二段階目の手続き(対象債権の確定手続)が開始されたことを知って特定適格消費者団体に問い合わせたときなどが多いと考

えられますが、一段階目の手続き(共通義務確認訴訟)が開始されたことが報道され、その報道を見て特定適格消費者団体や消費生活センターに問い合わせたときに気がつくこともあると考えられます。現在、国センADRでは同一事業者に対する同種紛争について同時期に複数の申請がある場合など、適当と認めるときは同一の手続きで複数の事案を審理しています。施行前事案についても同様の進行となる見込みです。

一方、国センADRの手続開始後に、相手方事業者が共通義務確認訴訟判決や簡易確定手続の結果を待って対応したいと回答する可能性があります。このような場合、国センADRには4カ月以内の迅速な解決が求められている*ことや共通義務確認訴訟の結果が出る時期の見込みなどを考慮して、今後、具体的な事案に即して手続きの進行を判断していくこととなります。

ADRの可能性と限界

国センADRはもともと非公開の個別事案に対する救済制度として設計されているため、特例法対象外の請求の容認や放棄などと組み合わせ、特例法の解決内容と異なる水準の解決もあり得ると考えられます。

また、国センADRで和解の仲介手続によって解決した場合、和解の効力に強制力がないという制度上の限界があり、裁判手続である特例法の効果とは異なることには留意が必要です。

国民生活センター紛争解決委員会事務局

電話窓口：03-5475-1979

受付時間：月曜日から金曜日(休日を除く)

10時～12時 13時～16時

(ホームページ <http://www.kokusen.go.jp/adr/>)

* 独立行政法人国民生活センター法施行規則18条1項